

「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への
適合性確認整理表（資料 処理場-219-2 別表2）の凡例補足説明

放射性廃棄物処理場の施設は多岐に渡り、新規基準対応に伴う適合性確認を進めるにあたり、設工認申請の必要性を整理するため、以下のとおり分類している。

「適合性確認整理表 凡例」

- 一：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの。
- ★：新たに追加となった条項であるが、要求事項に施設時からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。

このうち、「◎」については認可を頂いている構築物、系統及び機器であり、新規要求事項に対し過去に認可を頂いている設工認申請書において、この要求事項を満足する内容が含まれているため、新たな設工認申請は不要と整理している。

〔一例〕

「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（一部抜粋）
（保管廃棄設備）

第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

「過去に認可を頂いている設工認申請書」（例）

対象施設	適合説明	認可番号	認可日
保管廃棄施設・NL （半地下ピット式）	鉄筋コンクリート製の地下ピット構造であり、上部に遮蔽蓋及び鋼製蓋を設けることにより、 <u>漏えいし難い構造</u> としている。	60 安（原規）第 92 号	S60.08.01
廃棄物保管棟・I （建家式）	鉄筋コンクリート造りの建物であり、保管室を区画することにより <u>漏えいし難い構造</u> としている。	53 安（原規）第 183 号	S53.07.15

また、「★」については、新規要求事項として追加となった条項であるが、内容が「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日 原子力安全委員会決定）の要求事項から趣旨に変更がなく、構築物、系統及び機器もそのまま使用するものについては、実質的に変更となるものではないことから、新たな設工認申請は不要と整理している。

〔一例〕

「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（一部抜粋）

（廃棄物処理設備）

第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。

七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。

「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（一部抜粋）

指針 45. 放射性固体廃棄物の処理施設

原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物の処理施設は、廃棄物の破砕、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計であること。